

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日～令和8年6月30日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年7月～ 法律（育児介護休業法の令和3年一部改正分を含む）に基づく諸制度の調査
- 令和4年4月～ 制度に関する諸制度や協会規定を職員に周知